

幸 教 指 発 第 61 号
令 和 2 年 4 月 10 日

市内各小・中学校長様

幸手市教育委員会教育長

コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業中の登校日等について(通知)

標記の件については、昨日、登校日については「週1回程度」実施するよう指示したところです。これにより学校においては、既に登校日を計画しているところもあることと思います。

しかしながら、コロナウイルス感染症の蔓延の状況を鑑み、登校日については、当分の間、中止とします。学校再開日(5月7日)直前に、「3回程度」、設定の計画をお願いします。

つきましては、当面の間、家庭訪問についても、同様とし、児童生徒の健康状況、学習状況、及び生活状況については、電話での確認をお願いします。

なお、課題の受け渡し等については、保護者を通して実施する等、各校で工夫をした対応をお願いします。

急な対応の変更となりましたが、状況を御賢察のうえ、よろしくお願ひします。



幸手市教育委員会指導課